

別表（第17条関係）

| 区 分 | | | 負担割合 | 構成割合 | |
|-----------|--------------------------|-----------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 本部管理費 | | | 島根県 | 5分の1 | |
| | | | 関係町村 | 5分の4 | 平等割 100分の10 人口割 100分の55 本部管理費利用割 100分の30 事務所所在地割 100分の5 |
| 介護保険事業費 | 共通経費 | 関係町村 | 10分の10 | 平等割 100分の10 1号被保険者割 100分の50 2号被保険者割 100分の40 | |
| | 低所得者に対する保険料軽減額 | 関係町村 | 10分の10 | 相当額 | |
| | 保険給付費 | 関係町村 | 10分の10 | 1号被保険者割 100分の50 給付実績割100分の50 | |
| 救急医療対策事業費 | 在宅当番医制事業（隠岐の島町に係るものに限る。） | 隠岐の島町 | 10分の10 | | |
| | | 海士町 | 100分の35.2 | | |
| | | 西ノ島町 | 100分の43.2 | | |
| | 知夫村 | 100分の21.6 | | | |
| | 病院群輪番制病院事業 | 関係町村 | 10分の10 | 平等割 100分の8.57 人口割 100分の26.7 事務所所在地割 100分の6.43 病院群輪番制病院事業利用割 100分の58.3 | |
| 隠岐病院事業費 | 高度な医療機能経費 | 管理運営費 | 島根県 | 10分の10 | |
| | | 建設費 | 島根県 | 10分の10 | |
| | 高度な医療機能経費以外の医療機能経費 | 管理運営費 | 隠岐の島町 | 10分の10 | |
| | | 建設費 | 隠岐の島町 | 10分の10 | |
| 隠岐島前病院事業費 | 管理運営費 | 一般病床運営費 | 島前3町村 | 10分の10 | 平等割 100分の5 隠岐島前病院所在地割 100分の50 一般病床利用割 100分の45 |
| | | 療養型病床群運営費 | 島前3町村 | 10分の10 | 平等割 100分の10 隠岐島前病院所在地割 100分の30 療養型病床群利用割 100分の60 |
| | 建設費 | 一般病床建設費 | 島前3町村 | 10分の10 | 人口割 100分の25 隠岐島前病院所在地割 100分の50 |

| | | | | |
|-----------------------|--------------------------|---------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| | | | | 一般病床利用割 100分の25 |
| | | 療養型病床 群建設費 | 島前3町村 10分の10 | 平等割 100分の5 人口割 100分の20 隠岐島前病院所在地割 100分の50 療養型病床群建設費利用割 100分の25 |
| 隠岐医療財政支援事業費 | | | 島根県 10分の10 | |
| 消防事業費 | 用地及び用地の造成等に係る 経費 | 庁舎所在地割 | 10分の10 | |
| | 消防施設の建設に係る経費 | 関係町村 | 10分の10 | 基準財政需要額割 100分の10 庁舎所在地割 100分の90 |
| | 管理運営費（無線設備等備品 整備を含む。） | 関係町村 | 10分の10 | 基準財政需要額割 100分の100 |
| 障害者支援 施設事業費 | 用地及び用地の造成等に係る 経費 | 隠岐の島町 | 10分の10 | |
| | 入所施設の建設に係る経費 | 関係町村 | 10分の10 | 平等割 100分の8.57 人口割 100分の55 (平成17年国勢調査) 施設所在地割 100分の36.43 |
| | 作業棟等の建設に係る公債償 還費 | 関係町村 | 10分の10 | 平等割 100分の5.716 人口割 100分の90 (昭和60年国勢調査) 施設所在地割 100分の4.284 |
| | 管理運営費 | 関係町村 | 10分の10 | 平等割 100分の10 人口割 100分の40 施設所在地割 100分の30 入所者数割 100分の20 |
| レインボープラザ管理費 | | 関係町村 | 10分の10 | 平等割 100分の8.57 人口割 100分の85 (平成2年国勢調査) 事務所所在地割 100分の6.43 |
| 福祉型障害 児入所施設 事業費 | 障害児施設の建設に係る公債 償還費 | 関係町村 | 10分の10 | 施設所在地割 100分の36.43 平等割 100分の8.57 人口割 100分の55 (平成12年国勢調査) |
| | 管理運営費 | 関係町村 | 10分の10 | 平等割 100分の10 人口割 100分の40 施設所在地割 100分の30 入所児童割 100分の20 |
| 超高速船事業費 | | 関係町村 | 10分の10 | 平等割 100分の8.57 人口割 100分の91.43 (平成17年国勢調査) |

(備考)

1 この表において、次の(1)から(20)までに掲げる用語の意義は、それぞれ(1)から(20)までに定めるところによる。

(1) 平等割とは、均等の額によって負担する負担金をいう。

(2) 人口割とは、最近の国勢調査の結果による当該町村の人口に応じて負担する負担金をいう。

ただし、下段に国勢調査の実施年が記載してあるものについては、当該年の国勢調査の人口に応じて負担する負担金をいう。

(3) 本部管理費利用割とは、隠岐病院及び隠岐島前病院における前々年度の当該町村の住民に係る入院患者数及び外来患者数の合計数に応じて負担する負担金をいう。

(4) 事務所所在地割とは、隠岐広域連合事務所の所在地である隠岐の島町が負担する負担金をいう。

(5) 1号被保険者割とは、最近の国勢調査の結果による当該町村の65歳以上の人口に応じて負担する負担金をいう。

(6) 2号被保険者割とは、最近の国勢調査の結果による当該町村の40歳以上65歳未満の人口に応じて負担する負担金をいう。

(7) 給付実績割とは、介護保険における前々年度の当該町村の介護保険給付費実績に応じて負担する負担金をいう。

(8) 病院群輪番制病院事業利用割とは、隠岐病院及び隠岐島前病院における前々年度の当該町村の住民に係る入院患者数及び外来患者数の合計数に応じて負担する負担金をいう。

(9) 高度な医療機能とは、島根県保健医療計画の別表「二次医療圏で確保すべき医療機能」のB欄に掲げる医療機能をいう。

(10) 島前3町村とは、海士町、西ノ島町及び知夫村をいう。

(11) 隠岐島前病院所在地割とは、隠岐島前病院の所在地である西ノ島町が負担する負担金をいう。

(12) 一般病床利用割とは、3年ごとに算出する一般病床平均患者数（当該町村の住民に係る過去3年度における各年度の隠岐島前病院の一般病床の入院患者数及び外来患者数を合計したものを平均した数をいう。）に応じて負担する負担金をいう。

(13) 療養型病床群利用割とは、3年ごとに算出する療養型病床群平均患者数（当該町村の住民に係る過去3年度における各年度の隠岐島前病院の療養型病床群の患者数を平均した数（隠岐島前病院の療養型病床群の利用を開始することとなった年度から3年度にあつては、3町村で協議の上、別に定める数）をいう。）に応じて負担する負担金をいう。

(14) 療養型病床群建設費利用割とは、平成9年島根県調査（療養型病床の必要数調査）における特別養護老人ホーム待機者に係る療養型病床の対象者の数及び特別養護老人ホーム待機者以外に係る療養型病床の対象者のうち在宅待機者の数の合計数に応じて負担する負担金をいう。

(15) 隠岐医療財政支援事業費とは、隠岐病院及び隠岐島前病院に係る次の経費をいう。

イ 管理及び運営に係る経費のうち、不採算経費として広域連合長が別に定める経費の3分の1に相当する額

ロ 建設及び改良に係る経費のうち、広域連合長が別に定める経費の2分の1に相当する額

(16) 施設所在地割とは、障害者支援施設及び福祉型障害児入所施設の所在地である隠岐の島町が負担する負担金をいう。

(17) 入所者数割とは、障害者支援施設における前年度の入所者数のうち、関係町村ごとの出身者の人数に応じて負担する負担金をいう。

(18) 作業棟等の建設に係る公債償還費とは、平成10年度に建設した作業棟、浴室に係る公債償還費をいう。

(19) 基準財政需要額割とは、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定により算定される関係町村の当該年度の消防事業に係る基準財政需要額に応じて負担する負担金をいう。ただし、基準財政需要額で算出した負担金において、島前3町村の各負担金に100分の3を乗じた額を調整額として各負担金に増額し、島前3町村の調整額の合計額を隠岐の島町の調整額として隠岐の島町負担金から減額する。

(20) 庁舎所在地割とは、建設する庁舎の所在地町村が負担する負担金をいう。

2 関係町村又は島前3町村に係る負担金の構成は、構成割合の欄に定めるところによる。

3 人口割、本部管理費利用割、1号被保険者割、2号被保険者割及び病院群輪番制病院事業利用割による各構成団体ごとの負担割合の算定において、平成16年9月30日以前の人口、入院患者数及び外来患者数を用いる場合は、当該年又は年度の西郷町、布施村、五箇村及び都万村を合わせた人口、入院患者数及び外来患者数を隠岐の島町の当該数とみなす。